

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>先般の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなし、抵当権を設定することができることとされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、現在のところ公共施設等運営権を活用したPFI事業を行うことが予定されている事業に関し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるよう、PFI法第2条第1項第3号に規定する社会福祉施設、同法同条同項第4号に規定する観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p>		
容		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲7.7 百万円 （ — 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされ、PFI制度の拡充を行うことにより「PFI事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上）の拡大を目指す」ことが掲げられた。</p> <p>また、民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」（平成 22 年 5 月 25 日公表）においては、「民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」こととされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直していく必要がある」とされた。</p> <p>さらに、国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）の国際展開・官民連携分野「従来型事業の拡大と新たな制度の構築」においても、「事業に参加する民間企業が行政と同じ税制や補助金等の条件で事業遂行できる仕組みの導入、幅広い投資家の参加を促すような税制面での工夫」が掲げられた。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、PFIを活用した事業を拡大することが必要である。</p> <p>このため、公共施設等運営権を活用したPFI事業を促進し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるよう、その登録等に係る登録免許税の軽減措置が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策分野 経済財政政策 ○政 策 経済財政政策の推進 ○施 策 民間資金等活用事業の推進(P F I 基本方針含む)
		政策の達成目標	【新成長戦略】 ○P F I 事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のP F I 法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大 【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】 ○2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年
		同上の期間中の達成目標	P F I 事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のP F I 法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大
	政策目標の達成状況	99年末～09年末(11年間)のP F I 事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	社会福祉施設分野、観光施設分野それぞれにおいて、平成24年度から公共施設等運営権を活用したP F I 事業が実施される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たに創設された公共施設等運営権に係る登録免許税が軽減されることで、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるようになるため、運営権によるP F I 事業が促進される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	公共施設等運営権の償却可能化(措置済み)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	公共施設等運営権を行う地方公共団体等に対する補助(93(百万円))について、平成24年度当初予算要求予定(内閣府予算)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なP F I 事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
	要望の措置の妥当性	新たに創設された公共施設等運営権によるP F I 事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるP F I 事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—